

南あわじ市ホームページ広告掲載取扱要領

平成 19 年 2 月 20 日

告 示 第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市がインターネット上に公開している南あわじ市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、南あわじ市広告掲載要綱（平成 19 年南あわじ市告示第 15 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載期間)

第 3 条 広告を掲載する期間は、3 箇月を単位とし、原則として 3 箇月以上 12 箇月以内とする。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第 4 条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページとし、当該ページ内での掲載位置は市長が指定するものとする。

2 広告掲載枠数は、12 枠以内とする。

(広告の規格及び表現)

第 5 条 広告は静止画像に限るものとし、動画又はアニメーション等画像が変化するもの又は移動するものは、不可とする。

2 広告の規格は次のとおりとする。

(1) サイズ 縦 60 ピクセル、横 200 ピクセル

(2) 容量 100KB 以内

(3) ファイル形式 GIF 又は JPEG

3 広告の表現は、閲覧者が市ホームページの内容の一部であるかのように混

同するおそれがあるもの又は閲覧者が市の事業であると錯誤するおそれのあるものを禁止する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり月額1万円とする。ただし、掲載の申込みが12箇月の場合は、1枠当たり10万円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望するもの(以下「申込者」という。)は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みに対し、必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告の掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込がある場合は、広告掲載を希望する月数が多いものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

(1) 市の出資法人、市の施設の指定管理者、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業者等

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、第5条第2項に規定する規格により広告原稿を作成し、市長が指

定する期日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、提出のあった広告原稿が、市ホームページに掲載する広告として適当でないと判断したときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

- (1) 広告等の内容を変更するとき。
- (2) 申込書又は添付書類の内容に変更があったとき。
- (3) 広告のリンク先のウェブサイト障害等の問題が発生したとき。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、市ホームページに掲載した広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容(以下「広告内容等」という。)が、掲載決定の内容その他法令又は要綱若しくはこの告示の規定に違反するときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市長は、市ホームページに掲載した広告内容等が、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (2) 前条の規定により広告主が広告内容等の変更を実施しても、当該広告内容等の変更が更新できないとき。
- (3) リンク先のホームページに Web 感染型ウイルスによる感染が認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告内容等が適当でないと市長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第13条 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、市長は、次の各号

のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 掲載開始前において、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載できなかった場合は、既納の広告掲載料の全額を返還する。ただし、第12条第2項から第6項に掲げる理由により、広告が掲載できなかったときは、既に納付した広告掲載料は返還しない。
 - (2) 掲載開始後において、前条第1号から第4号までに規定する事由を除き、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じて既納の広告掲載料を返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合は、当該月の日数による日割りとし、1円未満は切り捨てるものとする。
- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。
 - 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、次に掲げる事由により、市ホームページの公開を一時休止した場合は、その期間が1箇月につき3日以内であれば広告掲載料を返還しない。
 - (1) 市ホームページの維持管理を行う場合
 - (2) 市ホームページのサーバ機器等に障害が発生した場合
 - (3) 天災その他非常事態により市ホームページの提供が困難な場合
 - 4 広告掲載料の返還を受けようとするものは、ホームページ広告掲載料返還請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年3月1日から施行する。

（広告掲載料の特例）
- 2 第6条の規定にかかわらず、平成22年5月1日から平成22年7月31日までの間に申込みをした広告掲載料については、1枠当たり月額5,000円とす

る。

附 則（平成 20 年告示第 67 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に掲載している広告に係る掲載料については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年告示第 55 号）

この告示は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する

附 則（令和元年告示第 37 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に広告掲載の決定を受けた広告については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

南あわじ市長 様

申込者 住所（所在地）

氏名（法人その他団体にあつては名称及び代表者氏名）

⑩

連絡先 担当部署・氏名

電話

FAX

電子メール

南あわじ市ホームページへの広告の掲載について、南あわじ市ホームページ広告掲載取扱要領第7条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

広告の内容 (広告デザイン案)	
リンク先アドレス	http://
掲載希望期間	年 月から 年 月まで（計 箇月） ※3箇月以上12箇月以内

備考

- 1 申込者の事業概要がわかる資料を添付してください。
- 2 南あわじ市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

様式第2号（第8条関係）

ホームページ広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長



年 月 日付けで申し込みのありました南あわじ市ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、南あわじ市ホームページ広告掲載取扱要領第8条第1項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します データは 年 月 日までに提出してください。
	<input type="checkbox"/> 掲載しません 【理由】
広告掲載期間	年 月 日から 箇月間
広告掲載料	円
広告掲載料の納期限	年 月 日

注意

広告掲載料は、納期限までにお支払いください。

様式第3号（第13条関係）

ホームページ広告掲載料返還請求書

年 月 日

南あわじ市長 様

請求者 住所（所在地）

氏名（法人その他団体にあつては名称及び代表者氏名）

⑩

連絡先 担当部署・氏名

電話

FAX

電子メール

南あわじ市ホームページへの広告の掲載料について、南あわじ市ホームページ広告掲載取扱要領第13条第4項の規定により、次のとおり返還を請求します。

請求金額	円					
返還請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
振込先金融機関	銀行			本店		
	信用金庫			支店		
	信用組合			支所		
	農 協					
預金種別	普通		当座			
店番号	口座番号					
口座名義人						

備考

口座名義人は、請求者本人と同一名義にしてください。